

# 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針（案）

## 【概要】

### 基本方針の位置付け

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和2年法律〇〇号。以下「法」という。）第3条の規定に基づき、文部科学大臣及び国土交通大臣は、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する基本方針を定める。

### 主な内容

#### 1. 意義及び目標

- 我が国には、文化財をはじめ、有形・無形の貴重かつ魅力のある文化資源が多く存在。これらの文化資源の保存・修復などを適切に進めていくことは大前提であるが、その上で、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることによって、文化を保存・継承・発展させ、新たな文化の創造につなげることができる。
- 文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大などを通じた地域の活性化を実現することで、これを新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環を創出する。
- このような好循環を創出する原動力となるのは、様々な文化資源の魅力に触れることで文化への理解を深める機会を、国内外からの幅広い来訪者に提供することである。このような取組を、「文化観光」と位置付け、文化資源の保存及び活用を行う博物館、美術館、寺社、城郭等の文化施設を「文化観光拠点施設」として中核に据えた地域の事業者も含めた地域一体の取組に対し、法に基づく特別の措置その他の総合的な支援を行う。
- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進の目標は以下の通り。  
我が国の各地域において、
  - ・文化の振興を起点として、観光の振興、地域の活性化の好循環を創出すること
  - ・文化観光拠点施設、文化観光推進事業者、地方公共団体の連携体制が構築されること
  - ・魅力ある文化について多くの来訪者の理解が深まり、満足度が高まること
  - ・文化観光拠点施設及び地域への国内外からの来訪者が増加すること。特に国外からの来訪者が今後10年間で現在の2倍程度まで増加すること

#### 2. 文化観光拠点施設機能強化事業に関する基本的な事項

- 文化観光拠点施設は、さまざまな年齢層、国籍や文化背景を持つ者、障害者など国内外からの幅広い来訪者に文化資源の魅力を分かりやすく解説・紹介する施設として、文化観光推進事業者と連携し、地域における文化観光の推進の拠点となる。
- 拠点計画において、法第2条第3項で規定する以下の「文化観光拠点施設機能強化事業」を実施。

- 文化資源保存活用施設における文化資源の魅力の増進に関する事業  
【文化資源の魅力の調査、所有するコレクションの充実、人材育成・確保 等】
- 文化資源保存活用施設における情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業  
【ストーリー性のある分かりやすい解説・紹介、情報通信技術の活用、多言語対応 等】
- 文化資源保存活用施設に来訪する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の文化資源保存活用施設の利用に係る文化観光に関する利便の増進に関する事業  
【移動の利便性、施設利用の利便性の向上 等】
- 文化資源保存活用施設が保存及び活用を行う文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業  
【ミュージアムカフェ、ショップの充実、近隣店舗等との連携 等】
- 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業  
【ホームページ等の情報発信環境の整備、海外への情報発信 等】
- 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業  
【1～5の事業を実施する際に必要となる施設・設備の更新 等】

### 3. 地域文化観光推進事業に関する基本的な事項

- 文化観光の推進を総合的かつ一体的に図ろうとする地域においては、**地方公共団体、文化観光拠点施設、文化観光推進事業者等が有機的に連携し、地域が一体となって文化観光の推進に取り組み、地域の活性化に寄与する。**
- 地域計画において、法第2条第4項各号で規定する以下の「地域文化観光推進事業」を実施。

- 1 地域における文化資源の総合的な魅力の増進に関する事業  
【文化資源の把握、ストーリー性のある解説・紹介、地域一体のアート空間の創出、高校・高専等の教育機関と連携した解説・紹介、人材育成・確保 等】
- 2 地域内を移動する国内外からの観光旅客の移動の利便の増進その他の地域における文化観光に関する利便の増進に関する事業  
【移動の利便性、地域内の施設等の利用の利便性の向上 等】
- 3 地域における文化観光拠点施設その他の文化資源保存活用施設と飲食店、販売施設、宿泊施設その他の国内外からの観光旅客の利便に供する施設との連携の促進に関する事業  
【商店街、宿泊施設等との連携によるまち歩きの実現 等】
- 4 国内外における地域の宣伝に関する事業  
【ホームページ等の情報発信環境の整備、海外への情報発信 等】
- 5 前各号の事業に必要な施設又は設備の整備に関する事業  
【1から4の事業を実施する際に必要な施設・設備の更新 等】

### 4. 文化観光拠点施設の機能強化に関する計画（拠点計画）の認定に関する基本的な事項

- 拠点計画の作成及び申請は、文化資源保存活用施設の設置者が、文化観光推進事業者と共同で行う。
- 認定に関する基準は以下の通り。認定基準を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消す。

- 1 基本方針に照らして適切なものであること。
- 2 当該拠点計画の実施が当該文化資源保存活用施設の文化観光拠点施設としての機能の強化に寄与するものであると認められること。
- 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。
- 4 地域計画が当該文化資源保存活用施設の所在する地域について定められているときは、当該地域計画に照らして適切なものであること。

### 5. 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進を図るための計画（地域計画）の認定に関する基本的な事項

- 地域計画の作成は、市町村又は都道府県が協議会を組織して行う。
- 協議会の構成員は、次の通り。地域住民、地域の文化に関する学識経験者、地域の産業界など幅広い関係者が地域計画の作成に関与することによって、**地域の実情を踏まえ、地域に支えられた持続可能な形で文化観光を推進していくことが望ましい。**
- 認定に関する基準は以下の通り。認定基準を満たさなくなった場合は、当該認定を取り消す。

- 1 基本方針に照らして適切なものであること。
- 2 当該地域計画の実施が計画区域における文化観光拠点施設を中核とした文化観光の総合的かつ一体的な推進に寄与するものであると認められること。
- 3 円滑かつ確実に実施されると見込まれること。ついて定められているときは、当該地域計画に照らして適切なものであること。

### 6. 関連する文化の振興に関する施策及び観光の振興に関する施策との連携に関する基本的な事項

- 文化財保護法や観光圏整備法については、それぞれの計画や取組を参考にする。

### 7. その他文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する事項

- 文化観光の推進に当たっては、文部科学省及び国土交通省をはじめとする関係省庁が連携することで、予算、税制、手続きの簡素化を図る。